

札幌市農地流動化奨励金交付制度の一部改正について(お知らせ)

農用地区域内の農地において、利用権設定により賃貸借した際に交付する「農地流動化奨励金」について、戸別所得補償モデル対策の実施に伴い、奨励金の取扱いを一部変更いたしました。

- 戸別所得補償モデル対策の対象地のうち、農用地区域内の農地で利用権設定により賃貸借を行っている農地について、貸し手(農地の所有者)に対し農地流動化奨励金を再設定対象農地として交付します。(下記交付一覧表参照)
- 奨励金の交付は、3年以上6年未満の賃貸借期間について、1年目に交付し、6年以上の賃貸借期間は、1年目と4年目の2回に均等に分割して交付します。したがって、戸別所得補償モデル対策の対象地については、現在、利用権の設定を行っている契約期間満了後の再設定時より支払いを開始します。

交付一覧表

区分		賃貸借期間3～5年		賃貸借期間6年以上	
		新規対象農地	再設定対象農地	新規対象農地	再設定対象農地
普通畑	貸し手	15,000円	10,000円	42,000円	28,000円
	借り手		—		—
飼料畑	貸し手	3,600円	2,400円	9,900円	6,600円
	借り手		—		—

10a当たりの額(基準額)

その他の交付要件

- 「飼料畑」とは、畜産又は養鶏などの飼育される動物に餌として与えられる作物とし、それ以外の農地を「普通畑」といいます。
- 新規対象農地は、初めて奨励金の交付対象となる農地をいいます。(但し、水田農業構造改革交付金(産地づくり交付金)及び戸別所得補償モデル対策の対象地は再設定の対象とします)
- 再設定等対象農地は、すでに奨励金を受けている農地をいいます。
- 1世帯あたりの交付限度額は、同一年度で50万円です。
- 農地の不耕作・不正使用、賃借権設定の途中解約等が発生したときは、奨励金の返還を求めます。

申請手続き

奨励金の交付申請書は札幌市農協を経由して提出してください。(毎年12月)

農業経営改善計画の進捗状況調査について(お知らせ)

札幌市では、全国担い手育成総合支援協議会及び北海道担い手育成総合支援協議会からの指示により、認定農業者として提出している農業経営改善計画の達成状況を把握するため、3年目(中間年)及び5年目(最終年)にかかる進捗状況調査を実施しています。

以下の対象者について、今後、調査表を送付いたしますので、ご協力をお願いいたします。

- 平成22年度調査対象
平成19年度認定の農業者(中間年)・平成17年度認定の農業者(最終年)

問い合わせ先

札幌市農政部農政課調整係

Tel.211-2406